

令和9年度

学校開放 団体登録の手引き

- ※ この手引きの内容を会員に必ず周知してください。
- ※ 近年、使用承認後にキャンセルを繰り返す、学校施設を破損させてしまったことを報告しない等、マナー違反の団体が見受けられます。学校開放事業の存続に支障が出るため、節度ある使用を心がけてください。

I. 学校開放の目的

豊島区の学校開放事業は、区立小・中学校の校庭・体育館・教室等の施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、公平な機会を提供することを通して、生涯学習の振興、開かれた学校づくり及び地域コミュニティの形成に寄与することを目的としています。そのため、多くの団体が学校開放を利用できるよう、使用申請の日数の頻度についてご配慮をお願いします。

II. 団体種別

(1) 更新団体

前年度の登録団体で、同じ学校・同じ種目や登録施設で継続して登録を希望する団体
⇒「IV. 団体登録に必要な要件」へ

(2) 新規団体

- ① 初めて登録を希望する団体
- ② 前年度と違う学校への登録を希望する団体
- ③ 前年度の登録団体で、同じ学校に登録を希望するが、種目や登録施設を変更する団体
⇒「III. 新規団体として登録をする皆様へ」へ

III. 新規団体として登録をする皆様へ

※ 登録手続き前に以下について必ずご確認ください ※

(1) 登録希望校への確認

学校ごとに設備が異なるため、開放施設や開放時間、可能な種目が異なります。登録希望の種目による学校施設の使用が可能であるか、事前に登録を希望する学校の学校開放管理員にご確認ください。また、使用を許可された場合であっても使用方法に条件が付される場合があります。

【問合せ先】申請予定の学校の学校開放管理員 ※「VIII. 学校開放に関する問合せ先(p.6)」参照

(2) 事前説明の受講

学校開放事業の概要や使用上の注意事項や他団体の利用状況等について区職員からご説明します。事前予約の上、団体の代表者がご来庁ください。代表者本人以外が来庁した場合は受講できません。なお、事前予約のない来庁には対応できかねます。また、前年度までに開放の利用があった団体であっても、新規団体として再度登録する場合は受講が必須になります。

【事前予約方法】 ※10月1日(木)より申請可能

- ① 電子申請フォーム(URL: <https://logoform.jp/form/gXWR/1704292>)
- ② 電話 放課後対策課学校開放グループ 03-3981-1335(直通)
受付時間: 平日 8時30分～17時

【受付期間及び受講期間】

令和8年10月1日(木)～12月24日(木)

電子申請フォーム
二次元コード



(3) 団体の「会則」と「会計報告」の作成と提出

「学校開放団体登録申請書類」の提出時に、併せて団体の「会則」と「会計報告」をご提出いただきます。各書類に必ず団体名を記入し、A4 サイズに統一してご準備ください。

IV. 団体登録に必要な要件

- (1) 政治・宗教・営利を目的としていないこと。
- (2) 10名以上の会員を有し、そのうち6名以上が区内在住・在勤者であること。ただし、教室を使用する団体の場合は、5名以上の会員を有し、そのうち3名以上が区内在住・在勤者であること。
- (3) 代表者は、区内在住の成人であること。
- (4) 同一の設備を継続して使用し、原則として誰でもが新規加入できる団体であること。
- (5) 会員名簿、年間の活動報告、計画、その他豊島区教育委員会が必要とする書類を提出できること。
- (6) 登録校で毎月開催される利用者協議会に代表者(代理人も可)が出席し、利用調整及び開放事業の円滑な運営のための話し合いに参加できること。

※同一人物が、同種目の複数団体で、登録要件を満たすために必要な会員になることはできません。

V. 団体代表者の要件

- (1) 豊島区在住の成人であること。
- (2) 団体の代表者として、学校開放に関する諸申請の手続き・使用料の支払い・使用により生じた損害の賠償やトラブル対応等について、責務を負うこと。

VI. 団体登録の手続き

1. 登録申請書類及び配布場所・受付時間・提出先

(1) 登録申請書類

- <A> 令和9年度学校開放団体登録申請書
- 会員名簿
- <C> 令和8年度(前年度)活動報告書／令和9年度(新年度)活動計画書
- <D> 令和9年度学校開放団体登録確認書
- <E> 令和9年度学校開放施設使用条件及び注意事項に関する承諾書
- <F> 令和9年度学校開放利用入校者名簿

※新規団体は、団体の「会則」・「会計報告」も併せて提出してください。

(2) 配布場所

- ① 区ホームページよりダウンロード
- ② 学校または放課後対策課学校開放グループ(区役所本庁舎7階)での用紙配布

(3) 受付期間 ※締め切り厳守※

- <更新団体> 令和8年10月11日(日)から令和8年11月10日(火)まで
- <新規団体> 令和8年12月1日(火)から令和8年12月24日(木)まで

(4) 提出先 (以下のいずれかの方法で提出してください。)

- ① (データでの提出) 区ホームページ上の電子申請フォームに提出
- ② (紙での提出) 登録希望校の学校開放管理員に提出

電子申請について ※令和8年10月11日(日)以降申請可能

提出書類により、申請フォームが異なります。**必ず全ての申請フォームに回答してください。**



申請フォーム① (<https://logoform.jp/form/gXWR/1697219>)

<A> 令和9年度学校開放団体登録申請書

<C> 令和8年度(前年度)活動報告書／令和9年度(新年度)活動計画書

<D> 令和9年度学校開放団体登録確認書

<E> 令和9年度学校開放施設使用条件及び注意事項に関する承諾書



申請フォーム② (<https://logoform.jp/form/gXWR/1699692>)

 会員名簿

<F> 令和9年度学校開放利用入校者名簿

2. 登録申請書類提出後の流れ

(1) 登録書類の審査

登録書類は学校開放運営委員会の確認と学校長の承認を経て、学校開放グループが登録の可否及び使用料の減額・免除について審査します。また、審査のため、申請した団体に登録希望校の利用者協議会等に出席していただき、活動内容等について具体的に説明していただく場合があります。

(2) 団体登録決定通知の交付

令和9年2月下旬頃に学校開放グループから団体代表者宛に交付します。

(3) 令和9年3月の利用者協議会への出席

登録申請した学校の利用者協議会に出席し、4月の利用日程を調整します。開催日や開催場所については、各学校の学校開放管理員に確認してください。

3. 登録の有効期限

令和9年4月1日から令和10年3月31日の1年間

※登録は年度ごとに行うため、翌年度分の登録には更新申請が必要になります。

4. 登録できる学校数・種目数

(1) 登録申請できる学校数

① 校庭・武道場・教室の利用の場合

1団体につき、小学校1校1施設 と 中学校1校1施設

② 体育館の利用の場合

1団体につき、小学校または中学校いずれか1校1施設

他校の他施設(校庭・武道場・教室)と組み合わせた登録はできません。

(2) 登録申請できる種目数

1団体1種目(複数の登録申請不可)

5. 注意事項

- (1) 小学校と中学校それぞれに登録を希望する場合、それぞれの学校へ登録申請書類を提出してください。
- (2) 審査は利用状況等も含めて行い、登録情報の変更や疑義が生じた場合はその都度審査します。
- (3) 審査や確認が必要な場合や緊急時には、団体代表者や団体連絡先以外の会員にも連絡する場合があります。

VII. 学校開放施設使用条件・注意事項

使用にあたり、以下の事項を十分に理解・順守し、団体代表者はこれらの内容を団体会員（付き添いの保護者・見学者等を含む）に対しても周知徹底してください。団体の使用時間中であっても、必要に応じて区職員が立ち入り、使用実態を確認する場合があります。

以下の事項に違反があると学校長・学校開放運営委員会・教育委員会が判断した場合には、年度途中であっても、団体登録及び使用許可の取消しや使用停止とすることがあります。

※多くの団体が公平に使用できるよう、譲り合ってご使用ください。※

【登録・申請・使用料の支払】

- 1 使用料の滞納は使用制限や登録の取消の対象になります。（2回以上の滞納で登録を取り消します。）また、事前の連絡の有無を問わず、利用者協議会を3か月連続で欠席した団体は使用を制限します。

【入校ルール】

- 1 登録申請時に提出された会員名簿に記載のない方の立入りは禁止です。
新たに定期的に使用する会員が加わった場合は再度会員名簿を提出してください。参加者の不特定多数の入れ替わりや浮動的な参加は登録取消の対象とします。
- 2 施設使用時は必ず「学校開放利用入校者名簿」に記入してください。
- 3 団体代表者（または会員のうち代理の責任者）が不在での使用は禁止です。また、未成年のみでの自主練習、見学者や体験参加者が多数を占める使用等も禁止です。

【施設・備品の使用制限】

- 1 許可された施設・種目以外での使用は禁止です。更衣室やシャワーはありません。
- 2 学校の備品は使わず、学校開放用備品のみを使用してください。使用可能な備品は各校の学校開放管理員に確認してください。
- 3 床や壁へのテープ類等の貼付や張り紙など、学校施設への変更を加えることは禁止です。机や椅子等の学校備品を動かす必要がある場合は事前に学校長の許可を得て、使用後は必ず元の位置に戻してください。

【禁止事項・マナー】

- 1 車・バイク・電動スクーター等での来校は禁止です。荷物の搬入等で必要な場合は事前に学校長の許可を得てください。自転車は指定の場所へ置いてください。
- 2 食事・飲酒及び火気の使用は一切禁止です。水分補給のための水筒・ペットボトルの持ち込みは可能ですが、ゴミは学校のゴミ箱に投函せず、必ず全て各自で持ち帰ってください。
- 3 学校敷地内及び路上での喫煙は禁止です。喫煙していたことが発覚した場合は団体登録を取り消します。

- 4 早朝・夜間は特に近隣住民へ配慮し、施設への出入り及び使用時の騒音に気をつけてください。活動終了後は校門付近等に留まらず、速やかに下校してください。
- 5 使用時間には準備・清掃・片付け・学校敷地外への退出を含みます。時間枠を厳守し、使用後は「団体使用報告書」を学校開放管理員に提出してください。

【事故・トラブル時の対応】

- 1 設備や備品の破損時は直ちに学校または学校開放管理員に報告し、損害賠償等についての指示に従ってください。悪質な場合や、学校の教育活動に著しい支障を生じさせた場合は団体登録を取り消します。
- 2 持ち込み品の盗難・破損は責任を負いかねます。また学校長の許可なく校内での荷物保管はできません。
- 3 大会や対外試合等で、会員以外の大人数の受け入れや複数団体による使用を希望する場合は、必ず学校開放管理員、学校、学校開放運営委員会の承認を得た上で、事前に利用者協議会で調整してください。

【その他】

- 1 学校行事や工事、天候の影響、人工芝やグラウンド等の設備のコンディション、行政の都合により、当日を含め急遽使用不可となる場合があります。
また、施設の都合によっては年度途中でも使用が許可される施設や種目、開放時間などが変更になる場合があります。
- 2 その他、学校長、学校開放管理員、教育委員会の指示に従ってください。

Ⅷ. 学校開放に関する問合せ先

※書類の提出等にあたって来校する際は、事前に各校の学校開放管理員と日時を調整してください。

< 小 学 校 >					
校 名	電 話	住 所	校 名	電 話	住 所
仰 高	070-6555-0688	駒込 5-1-19	池 袋	070-6554-5245	池袋 4-23-8
駒 込	070-6556-3778	駒込 3-13-1	南 池 袋	070-6554-4082	南池袋 3-18-12
巢 鴨	070-6557-4915	南大塚 1-24-10	高 南	070-6556-4448	高田 2-12-7
清 和	070-6557-9023	巢鴨 3-14-1	目 白	070-6556-6417	目白 2-11-6
西 巢 鴨	070-6554-9827	西巢鴨 1-27-1	長 崎	070-6554-7561	長崎 2-6-3
豊 成	070-6554-8378	上池袋 1-18-24	要	070-6554-9139	要町 2-3-20
朋 有	070-6555-6423	東池袋 4-40-1	椎 名 町	070-6554-7815	南長崎 4-30-5
朝 日	070-6555-4815	巢鴨 5-33-1	富士見台	070-6556-5714	南長崎 1-10-5
池袋第一	070-6555-3623	上池袋 4-28-1	千 早	070-6556-2713	千早 3-33-5
池袋本町	070-6554-0674	池袋本町 1-43-1	高 松	070-6556-5982	高松 2-57-22
池袋第三	070-6555-9340	西池袋 3-14-3	さ く ら	070-6556-6107	長崎 6-16-1

< 中 学 校 >					
校 名	電 話	住 所	校 名	電 話	住 所
駒 込	070-6556-6223	駒込 4-5-1	西 池 袋	070-6555-5813	西池袋 4-7-1
巢 鴨 北	070-6556-6484	西巢鴨 3-17-1	千 登 世 橋	070-6555-7354	目白 1-1-1
西 巢 鴨	070-6557-4913	南大塚 3-18-1	千 川	070-6554-7408	千早 2-39-16 ※仮校舎
池 袋	070-6555-9322	池袋本町 1-43-1	明 豊	070-6554-8590	長崎 5-31-29

学校開放管理員への問合せ時間

小学校 … 平日 13:30 ～ 21:00 ※土・日・祝 8:00～21:00

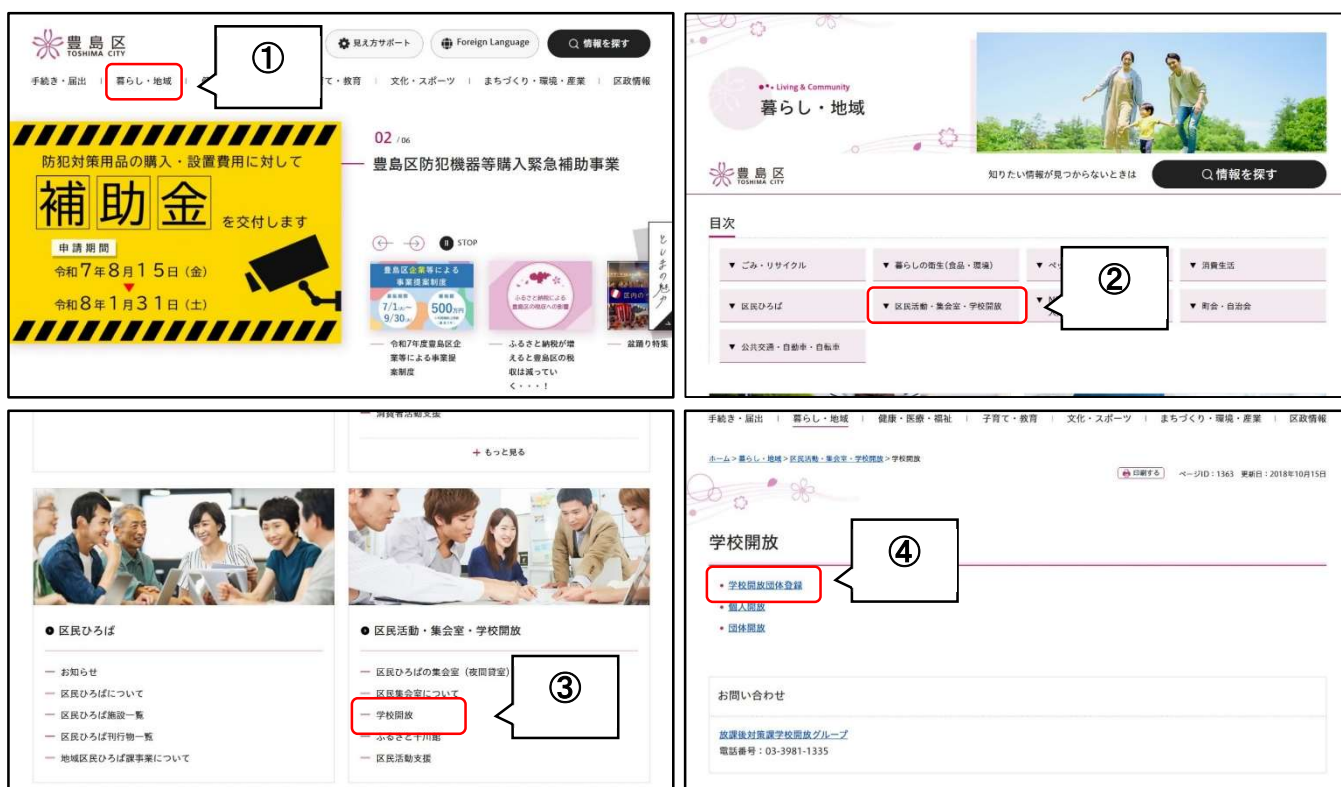
中学校 … 平日 16:30 ～ 19:15 ※土・日・祝 8:00～18:00

※学校開放業務や校内巡回等のため、電話に出ることができない場合があります。

区「令和9年度 学校開放団体登録の手引き」「学校開放施設使用手引き」 「令和9年度 学校開放団体登録申請書類」の区ホームページ掲載のご案内

1 ホームページ情報公開期間
令和8年10月1日(木)から令和8年12月24日(木)まで

2 アクセス方法
豊島区のトップページ(<https://www.city.toshima.lg.jp/>)より、以下の項目をクリック
①「暮らし・地域」> ②「区民活動・集会室・学校開放」> ③「学校開放」
④「学校開放団体登録」



上記のページから「令和9年度学校開放団体登録の手引き」及び「令和9年度学校開放団体登録申請書類」をダウンロード・印刷ができます。

電子申請フォームへのデータ提出による申請をする場合は、Excel ファイルをダウンロードして、必要事項を入力の上、Excel ファイルもしくは PDF ファイルにて提出してください。

- ① 「令和9年度学校開放団体登録の手引き」 …… PDF ファイル
- ② 「学校開放施設使用の手引き」 …… PDF ファイル
- ③ 「令和9年度学校開放団体登録申請書類」 …… PDF ファイル及び Excel ファイル

3 Q & A

【質問1】 登録に費用はかかりますか？

登録に際し、費用は一切かかりません。

【質問2】 団体登録すれば、必ず毎月使用できるようになりますか？

必ず毎月利用できるとは限りません。利用者協議会で他の団体と利用希望日が重なった場合、利用できないことがあります。

【質問3】 団体登録申請書に「使用希望日時」を記入する欄がありますが、ここに記入すれば必ず使用できるようになりますか？

こちらはあくまで参考として記入していただく箇所です。実際に使用する日時は、登録校での利用者協議会で調整をしていただきます。

【質問4】 会員名簿に「年齢」の欄がありますが、なぜ記入しなければいけないのですか？

団体登録要件を満たしているか、また使用料免除の基準を満たしているかを確認するためです。さらに、団体への参加や見学などの問合せがあった際に、その方の年齢層に合った団体を紹介するためでもあります。

【質問5】 翌年の会員が申請時点で全員判明していない場合、どうしたらよいですか？

申請時にその時点で確定している分の会員名簿を提出したうえで、新年度の4月中に、確定した会員名簿を再提出してください。再提出していただいた時点の状況で、登録の可否、使用料の免除について再審査します。

なお、申請時に団体登録に必要な要件を満たしていない場合は、団体登録はできません。

【質問6】 前年度の活動報告書/新年度の活動計画書はなぜ必要なのですか？

団体の活動が適正に行われているかを確認するためです。

※上記含め、その他の Q & A についても区ホームページにも掲載しています。

【担 当】

放課後対策課学校開放グループ

電話番号:03 - 3981 - 1335 (直通)

メール:A0029610@city.toshima.lg.jp